

# 令和8年度和歌山県観光客調査及び経済波及効果推計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、令和8年度和歌山県観光客調査及び経済波及効果推計業務委託業務の契約候補者を選定するために行う、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

## 1 概要

- (1) 委託業務名  
令和8年度和歌山県観光客調査及び経済波及効果推計委託業務
- (2) 契約期間  
契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 業務の内容  
別紙仕様書のとおり
- (4) 契約書  
委託先として選定した事業者に対して別途作成する。
- (5) 委託上限額  
13,824,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 委託業者の選定

- (1) 選定方法  
上記委託業務に係る企画提案書とプレゼンテーションにより契約候補者を選定する。
- (2) 参加資格要件  
本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。
  - ア 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき、競争入札参加資格者名簿の営業種目の大分類が「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『11 調査研究・統計作業（社会経済分野）』」であること。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
  - エ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
  - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - カ 債務不履行により所有する資産に対して仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
  - キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は団体でないこと。
  - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団若しくは暴力団構成員の統制の下にある者でないこと。

- ケ 国税（消費税及び地方消費税）及び都道府県税について滞納がないこと。
- コ 和歌山県観光連盟の要請に応じて、速やかに対応することが可能なこと。
- サ 仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な事業者であること。

### 3. プロポーザル説明会の実施について

プロポーザルに参加しようとする事業者に対して、説明会を開催する。

出席希望者は、あらかじめ事務局まで説明会への参加申込書（様式1）を提出すること。

(1) 開催日時

令和8年4月14日（火）午後13時00分から

(2) 開催形式

オンライン実施（ZOOM 会議システムを活用した方式）

(3) 参加申込期限

令和8年4月10日（金）まで（必着）

(4) 参加申込書提出先、提出方法

11に示す担当者あて電子メールにより提出すること

(5) その他

観光連盟担当者より、申込のあった宛先に対し、4月10日（金）までに電子メールにて参加 URL を送付。

**※当説明会に参加していない事業者はプロポーザルに参加できないものとする。**

### 4. スケジュール

| 項目                                  | 日程                                       |
|-------------------------------------|--|
| プロポーザル説明会参加申込書受付                    | 令和8年4月10日（金）まで（必着）                       |
| プロポーザル説明会                           | 令和8年4月14日（火）                             |
| 仕様書等に関する質問受付                        | 令和8年4月16日（木）まで（必着）                       |
| 質問への回答                              | 令和8年4月17日（金）まで                           |
| 「プロポーザル参加表明書」及び「会社概要及び類似事業受注実績」提出期限 | 令和8年4月24日（金）まで（必着）                       |
| 企画提案関係書類提出受付                        | 令和8年5月1日（金）まで（必着）                        |
| 選定委員会（審査会）                          | 令和8年5月12日（火）（予定）<br>※詳細については、参加者に別途通知します |
| 審査結果の通知                             | 選定委員会の翌日以降に速やかに行います                      |

### 5 質問

プロポーザル参加にあたって質問事項がある場合は、質問票（様式4）を期限までに提出すること。

(1) 受付期限

令和8年4月16日（木）まで

(2) 受付時間等

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間（最終日にあつては17時00分まで）

### (3) 質問票提出先、提出方法

11に示す担当者あて電子メールにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること

### (4) 回答

質問に対する回答は、令和8年4月17日（金）までに和歌山県観光連盟のホームページに掲載する。ただし、その内容が軽微なものについては、和歌山県観光連盟担当者の口頭による回答のみとすることができる。

なお、企画提案書の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

## 6 プロポーザル参加表明書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある事業者は、参加表明書（様式2）及び「会社概要及び類似事業受注実績」（様式3）、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを次のとおり提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年4月24日（金）まで

### (2) 提出時間等

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間（最終日にあっては17時00分まで）

### (3) 提出先、提出方法

11に示す担当者あて電子メールにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること

### (4) その他

観光連盟担当者より、申込のあった宛先に対し、4月27日（月）までに、電子メールにて受付完了メールを送付します。

## 7 企画提案書等の提出

上記6の参加表明書を提出した者は、下記8を参考に以下の企画提案書等を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式） 5部（正本1部、副本4部）

イ 見積書（任意様式） 5部（正本1部、副本4部）

### (2) 提出期限

令和8年5月1日（金）まで

### (3) 提出時間等

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間（最終日にあっては17時00分まで）

### (4) 提出場所

11に示すとおり

### (5) 提出方法

持参又は郵送（FAX不可）により上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること。なお、郵送の場合は、書留とし、和歌山県観光連盟へ電話連絡し受領確認を行うこと。

## 8 企画提案に際しての注意事項

- (1) 企画提案書はA4縦判、左綴じ、オールカラーで作成すること。
- (2) 提案内容は、別添仕様書に基づいて作成すること。
- (3) 企画提案書には、少なくとも次の事項を含むこと。
  - ア 提案者の概要及び類似業務の受託実績
  - イ 提案概要
    - ・本業務に対する基本的な考え方
    - ・コンセプト及び提案の狙い
  - ウ アンケート調査設計
    - ・仕様書に定める条件を踏まえた上での具体的な実施方法
    - ・サンプル数確保のための工夫（回収率向上策等）
  - エ 分析手法及び経済波及効果推計
    - ・観光消費額の算出方法
    - ・経済波及効果の推計手法
    - ・分析の流れ（データ収集から分析結果の導出まで）
    - ・仕様書に示す分析手法を前提とした上での工夫及び観光地経営戦略策定への活用提案
  - オ 既存データの活用方法
    - ・観光客動態調査等の既存データの活用方法
    - ・新規調査との統合及び補完の考え方
  - カ 観光連盟及び地域DMOとの連携・展開・フィードバック方法
    - ・関係者との調整方法
    - ・調査経過、結果の共有及び説明方法
  - キ 業務実施体制
    - ・実施体制図
    - ・担当者の役割及び専門性
    - ・業務スケジュール（工程表）
- (4) 見積書には、積算項目ごとの内訳書を添付し、積算内容が詳しくわかるようにすること。
- (5) 見積書は、消費税及び地方消費税を含む額とし、当該消費税及び地方消費税の額を明記すること。
- (6) 見積書の宛名は、「(公社)和歌山県観光連盟会長」とすること。
- (7) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
  - ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
  - イ 本実施要領に違反すると認められる場合
- (8) 企画提案書等の作成、提出、選定委員会への出席など企画提案に要する経費については、全て提案者の負担とする。
- (9) 提出された書類は、採択を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (10) 一度提出した企画提案書は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

## 9 審査に係る事項

- (1) 審査方法  
審査は、別に定める委員によって組織された選定委員会において、企画提案書をもとにしたプレ

ゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査・採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

ただし、応募多数となった場合、委託者が本実施要領に基づく第一次審査（書類審査）を行い、第二次審査会（プレゼンテーション）に参加する概ね3者を選考することがある。（一次審査の有無及び選考結果は別途通知する。）

## （2）選定委員会（第二次審査会）

ア 開催日時：令和8年5月12日（火）（予定）※詳細は提案者に別途通知

イ 開催方法：対面形式（予定）

ウ 企画提案の所要時間：各参加者40分以内（プレゼンテーション30分、質疑10分）

エ 注意事項

- ・選定委員会（審査会）への参加人数は、1提案者あたり3名までとする。
- ・事前に提出のあった企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととする。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としないものとする。

## （3）審査項目及び評価内容

提案する事業内容について、下記審査項目に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。  
なお、選定委員会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

（審査項目）

### ① 業務理解及び基本方針

本業務の目的及び内容を十分に理解し、DMO登録制度に関するガイドラインの趣旨を踏まえた適切な実施方針が示されているか。

### ② 調査設計及びデータ収集手法

観光客アンケートの設計内容が適切かつ具体的であり、サンプル数、抽出方法、調査手法等について実現性及び信頼性が確保されているか。

### ③ 分析手法及び経済波及効果推計

観光消費額の算出方法及び経済波及効果の推計手法が適切かつ妥当であり、客観性及び再現性のある分析が期待できる内容となっているか。また、本県が保有する観光客動態調査等の既存データの活用方法が具体的に示されており、これらのデータとの統合及び分析が可能な内容となっているか。

### ④ 成果物の内容及び活用可能性

調査結果及び分析結果が観光地経営戦略の策定に資する内容となっており、分かりやすく実務に活用しやすい成果物が期待できるか。

### ⑤ 業務実施体制及び実績

本業務を適切に遂行するための人員体制及びスケジュールが確保されているとともに、類似業務の実績を有しているか。

### ⑥ 地域DMOとの連携体制

参画を希望する地域DMOとの連携及び調整方法が具体的に示されており、各地域の実情に応じた調査及び分析の実施が可能な体制となっているか。

#### ⑦ 費用

見積り内容及び積算は適当であるか。

#### (4) 契約候補者の選定について

ア 審査の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。なお、最高得点の者が複数の場合は、選定委員による多数決により決定する。

イ 提案者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、各選定委員の得点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

ウ 審査結果は、選定委員会の翌日以降に速やかに参加者に書面で通知する。

#### (5) 審査結果の公表方法

審査結果は、選定委員会の翌日以降に（公社）和歌山県観光連盟のホームページにて公表する。

### 10 契約

(1) 契約候補者と委託者が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結するものとする。

(2) 企画提案書は、提案者の企画力等を判断し、契約候補者を選定するためのものであり、委託内容、経費等については、委託者との協議により、修正・変更を行った上で契約する場合がある。

### 11 関係書類提出場所（問い合わせ先）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁観光振興課内  
公益社団法人和歌山県観光連盟

担当：竹内 電話：073-441-2776（直通） FAX：073-432-8313

Mail：takeuchi.risa@wakayama-kanko.or.jp